

2026年（令和8年）1月23日

内閣総理大臣 高市早苗様
厚生労働大臣 上野賢一郎様
法務大臣 平口洋様
文部科学大臣 松本洋平様
国家公安委員会委員長 あかま二郎様
内閣府特命担当大臣（こども政策担当）黄川田仁志様

一般社団法人日本子ども虐待防止学会 理事長 岩佐嘉彦
一般社団法人日本子ども虐待医学会 理事長 小川厚

チャイルド・デス・レビュー（CDR）の検証対象に関する要望書

1. 要望の趣旨

チャイルド・デス・レビュー（Child Death Review、以下「CDR」という。）は、子どもの権利条約およびこども基本法に基づき、再発防止・社会全体の予防文化の構築を目的とした公益事業である。そのため、すべての子どもの死亡事例をCDRの対象とし、検証に必要な個人情報の収集及び利用について、遺族（保護者及び親権者）の同意を必要としない制度設計を法律で明確化していただきたい。

2. 要望の理由

- (1) 本来、CDRはすべての子どもの死を検証の対象としている。しかし、現行モデル事業では、検証に必要な個人情報の収集・利用についての遺族の同意を求められているためⁱ、多くの自治体では同意が得られたケースだけを対象とし、制度の根幹が揺らいでいる。
- (2) 児童虐待のケースは保護者の同意を得ることが困難であることが想定される。また、事故死や内因死についても、その約1割に虐待の可能性があると報告されているⁱⁱ。CDRは当初は児童虐待の見逃しの防止を目的として開始されたものであることからも、全例を検証ができるように遺族の同意に依存させないことが不可欠となる。
- (3) 遺族への配慮という点については、CDRは個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない制度である。また、CDRは公益性が高い事業であるため、提言等の公表の際には、子どもや遺族の氏名などが匿名化され、個人を特定する情報が出されることはない。
- (4) CDRは「子どもの権利」を守る制度であり、社会全体で子どもの人生を振り返り、責任を果たし、子どもを大切にする文化の形成につながることに直接寄与する。同意の有無によって対象が限定されれば、CDRの理念は実現できない。

3. 必要な法整備

CDRの実効性を担保するため、次の3点を法律に明記することを要望する。

- ① すべての子どもの死亡（年齢・死因・通報の有無を問わない）について、法律に基づいて国及び地方公共団体が調査研究及び検証を行うものとすること
- ② 国及び地方自治体がCDRの検証のための法律に基づく調査権限があること、関係機関は情報提供について努力義務があることを明確化し、実効性のある検証ができる情報収集の枠組みを整備すること
- ③ 関係機関が、検証のために必要な亡くなった子どもや遺族等の個人情報について、遺族の同意を要件とせずに情報提供できることを法的に担保すること

CDRは子どもの命を守るための社会的基盤であり、「全例対象」、「個人情報収集・利用に関する遺族の同意不要」が世界標準である。日本でも真に実効性のある制度とするため、法整備を強く要望する。

以上

ⁱ 「都道府県 Child Death Review モデル事業の手引き（第2版）」では、個人情報の提供・利用について保護者・親権者の同意を求める書式が添付されている。

ⁱⁱ 「パイロット4地域における、2011年の小児死亡登録検証報告一検証から見えてきた、本邦における小児死亡の死因究明における課題」溝口史剛他（日本小児科学会雑誌 120巻3号 662～672（2016年））